

2020. 11 月号 第418号

月刊 くらしの赤信号

発行 枚方市立消費生活センター

〒573-0032 枚方市岡東町12番3-202号

ひらかたサンプラザ3号館2階 TEL&FAX072・844・2433

<相談受付> ☎ 188(いやや!)
☎ 072・844・2431

午前9時30分～午後4時30分(土・日・祝日、年末年始除く)

困ったら
ご相談を!

特別定額給付金の給付を騙ったメールに ご注意を!

総務省を騙るメールアドレスから、「二回目特別定額給付金の特設サイトを開設しました。」といった旨及び偽の特設サイトに誘導するリンクが含まれたメールが送信されています。

接続先は、詐欺サイト!
総務省の特別定額給付金のオンライン申請を装ったフィッシング詐欺で、「オンライン申請」を押して進むと、氏名、生年月日、郵便番号、運転免許証・保険番号・パスポート番号、電話番号等の入力欄が表示されます。

二回目特別定額給付金の特設サイトを開設しました。

特別定額給付金ポータル
サイト(サイトヘリンク)
http://*****

行政機関を騙ったフィッシング詐欺です!
※フィッシング詐欺とは、実在する団体等を装ってメールを送信し、偽装されたURL等をクリックさせる等の方法により、個人情報等を詐取する詐欺。

センターからのアドバイス

- 当該メール及びサイトは、総務省も含め、行政機関によるものではなく、情報の詐取等を目的としたものと思われるので、**決してリンクにアクセスせず、当該メールを削除してください。**
- **特別定額給付金について、政府からメール等でお知らせをすることはありません**ので、上記以外のメールアドレスから、総務省や行政機関を名乗ったメールが届いたとしても、情報の詐取等を目的としたものと考えられますので、ご注意ください。

枚方市立消費生活センターへのご相談については、電話予約優先です。

暖房器具による事故にご注意を！

暖房器具による事故は、毎年10月から増加し、年末年始にかけて事故の件数がピークを迎えます。

暖房器具の使い方について注意し、正しく使用してください。

火災だけでなく、やけどの事故も発生しており、こちらも注意が必要です。



【事故事例】

- ・電気ストーブを使用中、前面ガードに可燃物が接触したため、周辺を焼損する火災が発生した。
- ・石油ストーブのカートリッジタンクのふたを十分に閉じていなかったため、タンクをストーブへ戻す際にふたが外れ、灯油が漏れ、漏れた灯油が高温状態の燃焼部にかかり、火災に至った。
- ・石油ファンヒーターのカートリッジタンクに、誤ってガソリンを給油して点火したため、異常燃焼を起こし、火災に至った。
- ・就寝時に、ゆたんぽを長時間使用したため、低温やけどを負った。

センターからのアドバイス

- 可燃物の近くで使用しない。特に衣類等を乾かしたりせず、また、つけたまま就寝しない。
- 給油時は必ず消火し、カートリッジタンクのふたは確実に閉じる。
給油口キャップが閉じたことを確認しやすく改良された製品への買換えを検討する。
- 誤給油を防ぐため、灯油とガソリンは専用容器に入れ、別々の場所に保管する。
- お手持ちの製品がリコール対象かどうか確認し、リコール対象の場合は不具合が生じていなくても速やかに使用を中止し、購入した販売店や製造・輸入事業者にご相談する。

催し予告

●消費生活セミナー

「トラブルを避けるエンディングノートの作り方」

日 時：令和2年12月23日(水)午前10時30分～正午

場 所：枚方市立消費生活センター 研修室

講 師：金融広報アドバイザー 松尾 保美 氏

対 象：市内在住・在職・在学の方

参加費：無料

定 員：20人(事前申し込み制、先着順)

手話/保育(1歳以上の未就学児)：

いずれも12月7日(月)までに要予約

申 込：12月1日(火)午前10時から

電話またはFAXで受付 (072・844・2433)



●石けんキャンペーン & 廃油回収(食用) 予定

【11月】

日時：11月17日(火)

午前10時30分～正午

場所：南部生涯学習市民センター

【12月】

日時：12月15日(火)

午前10時30分～正午

場所：市役所本館北側

(電話ボックス横)

※家庭用食用廃油のみ回収。

※容器はお持ち帰りいただきます。



【センターからのお願い】

新型コロナウイルス感染症に対する利用者の皆様の安全確保の観点から、当面の間、当センターへのご相談については、電話予約優先とさせていただきます。

ご不便をおかけしますが、まずはお電話(相談専用ダイヤル072-844-2431)にて、ご連絡下さいますよう、ご理解・ご協力をお願い致します。



※『消費者ホットライン』は、全国共通の電話番号(188)で、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先をご存知でない方に、お近くの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。